\bigcirc

 \bigcirc

愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県**

第1597号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月 1 日金曜日 第1597号

	\Diamond	目	次	\Diamond	
		規	則		
クリーニング業法	施行約	細則の一部	『を改正	する規則	979
		告	示		
字の新設(上島町)		-		985
	•				
字の名称の変更(<i>,</i>				
		1		の変更(3件)	989
					989
指定居宅介護支援	事業者	者の指定			990
指定介護療養型医	療施詞	设の指定			991
指定居宅サービス	事業を	を行う事業	美所の名	称の変更	991
指定居宅サービス	事業で	を行う事業	≰所の所	在地の変更	991
指定居宅サービス	事業の	の廃止			991
指定介護支援事業	を行う	う事業所の	D所在地	の変更	992
指定居宅介護支援	事業の	の廃止			992
指定介護療養型医	療施詞	役の指定の	D辞退		993
地籍調査事業計画	及び均	也籍集成図	図作成の	ための事業計画の公	
示					993
農地法別表で定め	る小作	乍地の面積	責に代る	べき面積の一部改正	993
農地法に基づく農	地の記	最低限面积	責の指定の	の一部改正	993
新たな土地改良事	業の放	施行の認可	IJ		993
				縦覧	
新たな土地改良事	業の放	施行の関係	系書類の	縦覧	994
改良普及員の駐在	所の化	立置、名称	你及び担	当区域の決定の一部	
改正					994
		_			
公有水面埋立免許	の出層	顏			998
開発行為に関する	工事の	の完了		······································	1000
		訓	令		
保健所長に対する	事務	委任規程の	D一部をi	改正する訓令	1000
		公	告		
准看護師試験の施	行				1000
	,	人事委員	会規則		
特地勤務手当等に	関する	。 5規則の-	-部を改	正する規則	1001
10,020011146		人事委員			. 551
へき地等学校の指	-				1001
		公安委員			
恐怪 整家のお来	等の含	乞称 价量	星乃715年	管区に関する規則及	
	-			官区に関9 る規則及 則	1001
○言(開表/広/厄1)	スリレノー	中区区	Lソ 句呪!	XJ	1001

則

規

○愛媛県規則第51号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のよ

うに定める。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1 項及び第2項」に改め、同条第2項中「省令第1条の2第2 項の規定により行なう」を「法第5条第3項の規定による」 に、「同条第1項第5号」を「省令第1条の3第1項第5号 」に改め、「第6号」の下に「並びに第2項第6号及び第7 号」を加える。

第8条第1号中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に、「クリーニング営業届」を「クリーニング所営業届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 省令第1条の3第2項の規定による無店舗取次店 営業届 第1号の2様式

第8条第2号中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に、「クリーニング営業届出事項変更届」を「クリーニング所営業届出事項変更届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 省令第1条の3第3項の規定による無店舗取次店 営業届出事項変更届 第2号の2様式

第8条第3号中「第1条の2第2項」を「第1条の3第3項」に、「クリーニング営業廃止届」を「クリーニング所営業廃止届」に改め、同条第3号の2中「第3号の2様式」を「第3号の3様式」に改め、同号を同条第3号の3とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 省令第1条の3第3項の規定による無店舗取次店 営業廃止届 第3号の2様式

第8条第4号中「クリーニング営業承継届」を「クリーニング所営業承継届」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第 2条の4第1項の規定による無店舗取次店営業承継届 第4号の2様式

第1号様式中「) クリーニング営業届」を「) クリーニング所営業届」に改め、同様式(表)中「クリーニング営業届」を「クリーニング所営業届」に改め、同様式(表)5及び6中「登録県名」を「登録都道府県名」に改め、同様式(表)7中「従業者数」を「従事者数」に改め、同様式(表)注(2)を削り、同様式(表)注(3)中「6」を「6の欄」に改め、同様式(表)注中(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号の2様=	16(笙8冬閏係)	無店舗取次店登業局

(表)

無店舗取次店営業届

年 月 日

愛媛県知事

氏名 (法人にあつては名称) 倒

- 1 名 称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 営業開始予定年月日 年 月 日

殿

4 営 業 者 の 本 籍 (法人にあつては所在地、 住 所 名称及び代表者の氏名

氏 名 年 月 日生

電話番号

5 クリーニング師の本 籍

住 所

氏 名 年 月 日生

免 許 事 項 年 月 日 登録第 号(登録都道府県名)

- 6 従事者数
- 7 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する 洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨
- 8 添 付 書 類 (1) クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58 号)第2条の診断書
 - (2) クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) 第2条の書類
- 注 (1) 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 - (2) 5の欄については、2人以上ある場合は全員について記載すること。
 - (3) 印のところは、記入しないこと。

(裏)

営業区域 業務用車両の 構造の概要 (未処理と処理済 の区分・洗濯物の 汚染防止対策等を 示すこと。) 第2号様式中「クリーニング営業届出事項変更届」を「クリーニング所営業届出事項変更届」に改め、同様式4中「(構造設備、営業者氏名、管理人、クリーニング師、名称)」を削り、同様式5(2)中「従業者」を「従事者」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業届出事項 変更届

無店舗取次店営業届出事項変更届

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所 (法人にあつては所在地、 氏名(名称及び代表者の氏名)

1 名 称

2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所

3 変更年月日 年 月 日

4 変更事項

新

旧

5 添付書類 (1) 業務用車両の構造の変更の場合は、その概要が分かるもの

(2) 新たに従事者となつた者の診断書

第3号様式中「クリーニング営業廃止届」を「クリーニング所営業廃止届」に改める。

第3号の2様式を第3号の3様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業廃止届

無店舗取次店営業廃止届

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所 (法人にあつては所在地、) 氏名 名称及び代表者の氏名

1 名 称

2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所

3 廃止年月日 年 月 日

4 廃止の理由

第4号様式中「) クリーニング営業承継届」を「) クリーニング所営業承継届」に改め、同様式(その1)中「相続によるクリーニング営業承継届」を「相続によるクリーニング所営業承継届」に改め、同様式(その1)注意事項2(3)を次のように改める。

(3) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第

35号)第2条の2第3項において準用する同省令第 2条の書類

第4号様式(その2)中「合併(分割)によるクリーニング営業承継届」を「合併(分割)によるクリーニング所営業承継届」に改め、同様式(その2)注意事項2⁽²⁾を次のように改める。

(2) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の3第3項又は第2条の4第3項において準用する同省令第2条の書類

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式(第8条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 相続による場合

		相続に。	よる無店舗	取次店営業	美承継 届	i			
							年	月	日
愛媛県知	事	殿							
					住所				
				届出者					
					氏名				
						年	月	日	生
				(被	皮相続人	、との)続柄)
被相続人	氏	名							
7次1日おり1人	住	所							
相続開	始 の 年	月日		年	月	E]		
無店舗	取次店の	の名称							
無店舗取 次店の業	保 管	場所			·				
務用車両	自動車登りませる	録番号 番 モ							

注意事項

- 1 記名押印に代えて署名することができます。
- 2 次の書類を添付してください。
- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の2第 3項において準用する同省令第2条の書類

第4号の2様式(その2) 合併又は分割による場合

合併(分割)による無店舗取次店営業承継届

年 月 日

愛媛県知事 殿

名称

届出者 主たる事務所の所在地

代表者の氏名

合併により	名称
消滅した法	主たる事務所の所在地
人又は分割	
前の法人	代表者の氏名
合併又は	は分割の年月日 年 月 日
無店舗	取次店の名称
無店舗取	保管場所
次店の業	自動車登録番号
務用車両	又 は 車 両 番 号

注意事項

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 次の書類を添付してください。
- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本
- (2) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の3第 3項又は第2条の4第3項において準用する同省令第2条の書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前のクリーニング業法施 行細則第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様 式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して 使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第2015号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、上島町長職務執行者から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に該当する区域	摘	要
生名	旧生名村の区域		
岩城	旧岩城村の区域		
魚島	旧魚島村の区域		

○愛媛県告示第2016号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260 条第 1 項の規定により、上島町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
久司浦	弓削久司浦
沢津	弓削沢津
上弓削	弓削上弓削
引野	弓削引野
明神	弓削明神
下弓削	弓削下弓削
太田	弓削太田
土生	弓削土生
鎌田	弓削鎌田
日比	弓削日比
藤谷	弓削藤谷
狩尾	弓削狩尾

大谷	弓削大谷
豊島	弓削豊島
佐島	 弓削佐島
百貫	弓削百貫

○愛媛県告示第2017号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、愛南町長職務執行者から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があった。

平成16年10月1日

			发 废宗和争	ЛН		7	1 J	
字の名称			左記の区域に該当する	区域			摘	要
3 05 1140	字	名	地		番		1169	
一本松	増田川		5045、5047の1から50448の1から5049の3まで、5050の3まで、5052の1から5053の3から5053の6まで、5055の3まで、5056の2、5の1から5057の3まで、5056の2、5070の1、5070001、5070001、5070001、5070001、5070001、5070001、5070001、5070000、5070000000000	で、1005058、5070、005050820、005050820、0050508	496505 4 5054 5054 5050 1 40 5078 6 5 6 5 6 5 7 6 7 7 8 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	100000000まから、0081ま200、810かの05312111766645108、04、51、36がの、1557661で65024、での4500631ま8、16、のま505132、512、51、36		等を
	, , , ,		86の4、88の1、88の まで、89の1から89の4 の1、91の2、92から9、95の2、96の1から9から101まで、102の1か で、103、104の1、104から105の3まで、106の	03か 4まで 4まで 6の4 から10 の2、	ら880 、90、 、950 まで、 32の3 1050	D 5 91 D 1 97 ま D 1		

107の1、107の2、108の1から108の 4まで、109の1から109の6まで、11 0の1、110の2、111、112、113の1、 113の2、114から125まで、126の1、 126の2、127から137まで、138の1、 138の 2 、139の 1 、139の 2 、140の 1 から140の3まで、141の1から141の 3まで、143の1から143の3まで、14 4の1から144の3まで、145の1から1 45の3まで、146の1、146の2、147、 148の1、148の2、150、151の2、15 40 2 、1540 3 、1580 2 、1590 3 、 162、164の 2 、165の 2 、168の 1 、16 8の5から168の7まで、169の1、169 の2、170の1から170の4まで、171 の1、171の2、172の1から172の3 まで、174の1、174の5、174の6、1 227の2から1227の4まで、1228から1 233まで、1234の1から1234の3まで、 1235の1、1235の2、1236から1238ま で、1239の1、1239の2、1240から12 45まで、1251の2から1251の4まで、 1251の6から1251の11まで、1255、12 56、1257の 1、1259、1260、1261の 1 、1261の2、1262から1269まで、1270 の1、1270の2、1271の1から1271の 3まで、1272、1273の1、1273の2、 1274の 1、1274の 2、1275の 1、1275 の 2、1276の 1、1276の 2、1277の 1 1277の2、1278から1281まで、1281 の 2 、1281の 3 、1282、1283の 1 、12 830 2 \ 12850 1 \ 12850 2 \ 1286\ 1287の1、1287の4から1287の7まで 1287の10、1288の3、1288の4、12 89の1、1289の2、1290、1291、1292 の1から1292の3まで、1293の1、12 93₀ 2

広見

33550 2 33550 4 33560 2 3358 の 2、3368の 2、3368の 4、3369の 1 3370の1、3370の3、3371の1、33 71の2、3372、3373の1、3373の3か ら3373の9まで、3375の1、3375の3 3375の4、3379の1、3379の3から 3379の5まで、3380、3381、3382の1 から3382の3まで、3383の1から3383 の5まで、3384から3390まで、3391の 2、3395の2、3398、3399の2、3400 の 2、3402の 1、3402の 2、3403の 2 3404の1、3405の2、3411、3412、 3413の1、3416、3468から3473まで、 3474の1、3474の2、3475から3481ま で、3482の1から3482の3まで、3483 の1から3483の5まで、3484の1から 3484の4まで、3485の1から3485の6 まで、3486から3497まで、3498の1か ら3498の3まで、3499、3500の1、35 00の2、3501から3512まで、3513の1 3513の2、3514の1、3514の2、35 150 1 35150 2 35160 1 35160 2、3517の1、3517の2、3518の1か ら3518の3まで、3519の1、3519の2 、3520、3521、3522の 1 、3522の 2 、 3523から3528まで、3529の1、3529の 2、3530の1から3530の3まで、3531 の1、3531の2、3532の1から3532の 4まで、3533、3534の1、3534の2、 3535から3544まで、3545の1、3545の 2、3546から3550まで、3551の1、35 51の2、3552から3568まで、3570の1 、3570の2、3571の1、3571の2、35 72、3573の1、3573の2、3574の1か ら3574の5まで、3575から3577まで、 3578の1、3578の2、3579から3588ま で、3589の1、3589の2、3590、3591 3592の1、3592の2、3593から3595 まで、3597から3606まで、3607の1、 3607の2、3608から3614まで、3615の 1、3615の3、3617の1、3619の2、 3620の 1、3620の 3、3621の 1、3621 თ 3

上大道 満倉

1の1から1の3まで、2の1から2 の3まで、3の1、3の2、4から8 まで、8の2、9から46まで、46の2 から46の4まで、47の1から47の3ま で、48の1から48の3まで、49の1か ら49の3まで、50の1から50の4まで 、51、52、53の1から53の3まで、54 の1から54の5まで、55、55の2から $5504 \pm v$, 5601, 5602, 5701から57の3まで、58、58の2、58の3 、59から61まで、62の1から62の5ま で、63の1から63の3まで、64から71 まで、72の1から72の3まで、73の1 から73の3まで、74の1、75の1から 75の3まで、76の1、76の2、77から 86まで、87の1、88の1、88の2、89 Ø 1 、89Ø 2 、90、91、92Ø 1 、92Ø 2、93、94の1、94の2、94の4、94 の5、95の1、96の1、97の1、98の 1、98の3、99の1、100から108まで 、109の1、109の2、110の1、110の 2、111の1、111の2、112の1から1 12の6まで、113の1から113の11まで 114、115の1、115の2、116、117 の1、117の2、118の1、118の2、1 19, 12000 1, 12000 2, 12100 1, 121 125から127まで、128の1、128の2、 129、130の1、130の2、131から135 まで、136の1、136の2、137の1、1 37の2、138から140まで、141の1か ら141の3まで、142の1から142の3 まで、143、145の1、145の2、146、 147*0* 1 、147*0* 2 、148*0* 1 、148*0* 2 、149の1、149の2、150の1、150の 2、151、152の1から152の3まで、1 53、154、155の 1 、155の 2 、156の 1 、156の 2 、157の 1 、157の 2 、158の 1、158の2、159、160の1、160の2 161、162の1から162の5まで、163 から167まで、167の2、168の1、168 の2、169の1、169の2、170の1か ら170の4まで、171から173まで、174 の 1、174の 2、175から182まで、183 の1から183の3まで、184から197ま で、198の1、198の3から198の5ま で、199から213まで、214の1から214 の3まで、215から224まで、225の1、 225の2、226の1から226の4まで、2 27から230まで、231の1、232から241 まで、243から246まで、247の1、247 の2、248から251まで、252の1、252 の4、253から257まで、258の1、258 の3、259の1から259の3まで、260 の 1、260の 2、261、261の 2、262の 1、263の1、264の1から264の9ま で、265から267まで、268の1、268の $2\mathrel{\complement}2269001\mathrel{\complement}2269002\mathrel{\complement}2270001\mathrel{\complement}270$ の 2、271の 1、271の 2、272の 1、2 72の2、273の1から273の4まで、27 4の1、274の2、275の1から275の4 まで、276から286まで、287の1、288 から305まで、306の1、306の2、307 の1、307の2、308の1、308の2、3 09から315まで、316の1から316の3 まで、317の1から317の3まで、318、 319の1から319の3まで、320、321、 322の1から322の4まで、323の1、3 23の2、324の1から324の3まで、32 5から327まで、328の1、328の2、 9の1から329の3まで、330、331の1 、331の2、332の1、332の2、333か ら337まで、338の1、338の2、339の 1、339の2、340の1、340の2、341 の1、341の2、342の1から342の6 まで、343から348まで、349の1、349 の2、350の1、350の2、351から353 まで、354の1から354の3まで、355 から362まで、362の2、363から367ま で、367の2、368から436まで、437の 1から437の3まで、438の1から438

の4まで、439の1、439の2、440の 1、440の2、441の1から441の3ま で、442、443、445から448まで、449 の1、449の2、450から454まで、455 の1、455の2、456から467まで、468 の1、468の2、469から477まで、477 の2、478から480まで、481の1、481 の 2 、482の 1 、482の 2 、483から502 まで、506、507、507の 2 、508の 1 、 509の1、510から539まで、542の1、 543 Ø 1 、544 Ø 1 、545 Ø 1 、545 Ø 2 546の1から546の4まで、547の1、 547の2、548から576まで、577の1、 577の2、578、579の1、579の2、58 0の1から580の4まで、581の1から5 81の4まで、582の1から582の3まで 583の1、583の2、584の1、584の 2、585の1から585の3まで、586、5 87の1、587の2、588、589の1から5 89の3まで、590、591の1、591の2、 592の1、592の2、593の1、594から 613まで、614の1、614の2、615の1 615の2、616、617の1、617の2、 618から622まで、623の1、623の2、 624の1、624の2、625、626の1から 626の3まで、627から646まで、647の 1から647の3まで、648から667まで、 668の1から668の3まで、669から677 まで、678の1、678の2、679から685 まで、686の1、686の2、687、688、 689の1、689の2、690から701まで、 702の 1、702の 2、703の 1、703の 2 704から706まで、707の1から707の 4まで、708、709の2、709の4から7 09の6まで、710の1、710の2、711 の1、711の2、712、713、714の1、 714の2、715、716の1、716の2、71 7から720まで、721の1から721の3まで、722の1、722の2、723、724、724の2、725から728まで、730から738 まで、739の1、739の2、740の1、7 4002、74101、74102、74201、 742の2、743から749まで、749の2、 749の3、750から752まで、752の2、 753、753の2、753の3、754、754の 2、755、756の1、756の2、757から 761まで、762の1、762の2、763の1 、763の2、764の1、764の2、765の 1から765の3まで、766、767の1か ら767の3まで、768の1から768の3 まで、769の1、769の2、770、771、 772の1、772の2、773の1から773の 3まで、774、775の1から775の3ま で、776の1から776の3まで、777か ら785まで、786の1、786の2、787か ら794まで、795の1、796の1、 797、 798、799の2、800の1、801の1、80 1の2、802の1から802の3まで、803 05から807まで、809の1、809の2、8 10の1、810の2、811から834まで、8 34の2、835から842まで、843の1、8 43の2、844から854まで、855の1、8 550 2 856 8570 1 8570 2 858 、859の1、859の2、860の1、860の 2、861の1、861の2、862の1、862 の2、863から865まで、865の2、865 の3、866の1、866の2、867から869 まで、870の1、870の2、871から881 まで、882の1、882の2、883、884、 885の1から885の3まで、886の1、8 86の2、887から901まで、902の1、9 02の2、903の1から903の3まで、90 4の1、904の2、905の1から905の3 まで、906から918まで、919の1から9 19の3まで、920から946まで、947の 1、947の2、948の1、948の2、949 から952まで、953の1から953の4ま で、954の1から954の3まで、955の 1から955の5まで、956の1、956の

2、957から975まで、976の1、976の

2、977、978の1、978の2、979、98 000 1 、98000 2 、981、982、98300 1 、 983の2、984の1、984の2、985から 1010まで、1012、1013、1014の1、10 14の 2 、1015から1017まで、1018の 1 1018の2、1019の1、1019の2、10 20の1から1020の3まで、1021の1、 1021の2、1022の1から1022の5まで 1023の1から1023の3まで、1024の 1から1024の3まで、1025の1、1025 の2、1026の1から1026の4まで、10 27、1028の1から1028の7まで、1029 から1031まで、1031の2から1031の4 まで、1032の1、1032の2、1033の1 から1033の3まで、1034の1から1034 の6まで、1035の1から1035の6まで 1036、1037の1、1037の2、1038か ら1042まで、1043の1、1043の2、10 44の1、1044の2、1045から1052まで 1053Ø 1 、1053Ø 2 、1054Ø 1 、10 54の2、1055、1056、1057の1から10 57の4まで、1058から1060まで、1061 の1から1061の4まで、1062の1、10 620 2 、10630 1 、10630 2 、1064、 1064O 2 、1064O 3 、1065、1066、10 66の 2 、1066の 3 、1067、1068の 1 . 1068の2、1069、1070、1071の1から 1071の4まで、1072の1から1072の5 まで、1073の1から1073の6まで、10 74の1から1074の9まで、1075から10 86まで、1087の1、1087の2、1088か ら1091まで、1092の1、1092の2、10 93の1、1093の2、1094の1から1094 の4まで、1095から1097まで、1098の 1、1098の2、1099から1101まで、11 02の 1、1102の 2、1103、1104、1105 の1、1105の2、1106の1、1106の2 1107の 1、1107の 2、1108、1109、 1110の1、1110の2、1111から1117ま で、1118の1、1118の2、1119から11 55まで、1156の1、1156の2、1157の 1、1157の2、1158の1から1158の3 まで、1159、1161の1、1161の2、11 62の 1、1162の 2、1163、1164、1165 の1、1165の2、1166の1から1166の 4まで、1167の1から1167の3まで、 1168の1から1168の4まで、1169の1 から1169の3まで、1170、1171の1、 1171 0 2 、1172、1173、1174 0 1 、11 74の2、1175、1176の1から1176の3 まで、1177から1185まで、1186の1. 1186の 2 、1187、1187の 2 、1188の 1 11880 2 \ 11890 1 \ 11890 2 \ 11 90、1191の1から1191の5まで、1192 の 1 、1192の 2 、1193の 1 、1193の 2 1194の1から1194の3まで、1195の 1 から1195の 4 まで、1196の 1 から11 96の3まで、1197から1200まで、1200 の 2 、1200の 3 、1201の 1 、1201の 2 、1202から1205まで、1206の1、1206 の2、1207、1207の2、1208から1210 1211の1、1211の2、1212の1 12120 2 、12130 1 、12130 2 、12 14の1から1214の3まで、1215の1、 1215の2、1216の1、1216の2、1217 の 1 、1217の 2 、1218の 1 、1218の 2 1219から1221まで、1222の1、1222 の 2 、1223、1224の 1 、1224の 2 、12 25の1から1225の5まで、1226の1か ら1226の3まで、1227から1230まで、 1231の1、1231の2、1232から1235ま で、1236の1、1236の2、1237の1、 1237の 2 、1238の 1 、1238の 2 、1239 の1から1239の4まで、1240の1、12 400 2 、12410 1 、12410 2 、1242、 1242の2から1242の4まで、1243の1 12430 2 、12440 1 、12440 2 、12 45、1246、1247の1、1247の2、1248 の 1、1248の 2、1249の 1、1249の 2 1250から1252まで、1253の1、1253 の 2 、1254、1255の 1 、1255の 2 、12

報

第1597号

56の 1 、1256の 2 、1257の 1 、1257の 2、1258の1から1258の3まで、1259 の1、1259の2、1260の1から1260の 3まで、1261の1から1261の4まで、 1262、1263の1から1263の3まで、12 64の 1 、1264の 2 、1265の 1 、1265の 2、1266、1267、1268の1から1268の 3まで、1269から1271まで、1272の1 1272の2、1273の1、1273の2、12 74、1275の 1 、1275の 2 、1276、1277 、1278の1から1278の3まで、1279の 1、1279の2、1280の1から1280の3 まで、1281の1から1281の3まで、12 8201、128202、1283、128401、 12840 2 1285 12860 1 12860 2 、1287、1287の2、1288から1293まで 1294の1から1294の3まで、1295の 1、1295の2、1296から1319まで、13 2000 1 、132000 2 、132100 1 、132100 2 、1322の 1 、1322の 2 、1323の 1 、 1323の 2、1324の 1、1324の 2、1325 から1333まで、1333の2、1334から13 45まで、1346の1から1346の3まで、 1347、1348の 1、1348の 2、1349の 1 、1349の2、1350の1から1350の7まで、1351の1から1351の3まで、1351の1から1351の3まで、1352 から1360まで、1361の1から1361の3 まで、1362、1363、1364の1、1364の 2 、1365の 1 、1365の 2 、1366、1367 の 1、1367の 2、1368の 1、1368の 2 1369の 1、1369の 2、1370の 1、13 70の2、1371の1、1371の2、1372か ら1374まで、1375の1、1375の2、13 76、1377の1、1377の2、1378の1、 1378の2、1379から1381まで、1382の 1から1382の3まで、1383の1、1383 の 2 、1384、1385、1386の 1 、1386の 2 、1387の 1 、1387の 2 、1388、1389 13900 1 、13900 2 、13910 1 、13 91の2、1392から1395まで、1396の1 1396の 2、1397の 1、1397の 2、13 9801、139802、1399、140001、 1400の2、1401の1から1401の3まで 1402の1から1402の3まで、1403、 1404の 1、1404の 2、1405の 1、1405 の 2、1406の 1、1406の 2、1407から 1411まで、1411の2、1412から1418まで、1418の2、1419、1420の1、1420 の 2 、1421、1422、1423の 1 、1423の 2、1424から1439まで、1439の2、14 40から1442まで、1445から1448まで、 1449の1、1449の2、1450から1456ま で、1457の1から1457の3まで、1458 から1461まで、1461の2、1462から14 72まで、1473の1、1473の2、1474の 1 、1474の 2 、1475、1476、1477の 1 から1477の5まで、1478、1479、1480 の1、1480の2、1481の1から1481の 3まで、1482、1483の1から1483の3 まで、1484の1、1484の2、1485、14 860 1 \ 14860 2 \ 14870 1 \ 14870 2、1488の1から1488の3まで、1489 の 1、1489の 2、1490、1491の 1、14 910 2 14920 1 14920 2 14930 1から1493の4まで、1494、1495の1 1495*o* 2 、1496*o* 1 、1496*o* 2 、14 97の1、1497の2、1498の1から1498 の3まで、1499から1502まで、1503の 1、1503の2、1504の1、1504の2、 1505から1508まで、1509の1、1509の 2、1510の1、1510の2、1511の1、 1511の2、1512から1516まで、1516の 2、1517、1518、1518の2、1519から 1536まで、1537の1、1537の2、1538 から1544まで、1544の2、1545から15 59まで、1560の1、1560の2、1561か ら1563まで、1563の2、1564から1567 まで、1568の1、1568の2、1569から 1571まで、1571の2、1572の1、1572 の2、1573から1587まで、1588の1か ら1588の6まで、1589の1から1589の

3まで、1590の1から1590の6まで、 1591の 1、1591の 2、1592の 1、1592 の2、1593の1から1593の3まで、15 94の1から1594の3まで、1595の1、 1595の2、1596の1から1596の3まで 1597の 1、1597の 2、1598、1599の 1、1599の2、1600の1、1600の2、 1601の1、1601の2、1602の1から16 02の3まで、1603の1、1603の2、16 04の 1 、1604の 2 、1605、1606、1607 の1、1607の2、1608の1から1608の 4まで、1609の1、1609の2、1610、 1610の 2、1611から1614まで、1615の 1、1615の2、1616の1から1616の3 まで、1617の1から1617の5まで、16 18から1620まで、1621の1から1621の 3まで、1622の1、1622の2、1623の 1、1623の 2、1624、1625の 1、1625 の2、1626から1640まで、1640の2、 1640の3、1641から1643まで、1643の 2、1644から1654まで、1656から1659 まで、1660の1、1660の2、1661の1 1661の2、1662から1664まで、1664 の2、1665から1678まで、1679の1、 1679の 2、1680から1683まで、1684の 1、1684の2、1685の1から1685の3 まで、1686の1から1686の3まで、16 87、1688の1から1688の3まで、1689 から1691まで、1692の1から1692の3 まで、1693、1694の1、1694の2、16 95 0 1 \, 1695 0 2 \, 1696 0 1 \, 1696 0 2、1697から1700まで、1701の1から 1701の5まで、1702から1704まで、17 05の1から1705の3まで、1706の1. 1706の 2、1707の 1、1707の 2、1708 から1712まで、1713の1、1713の2、 1714の 1、1714の 2、1715、1716、17 170 1 、17170 2 、17180 1 、17180 2、1719の1、1719の2、1720、1721 の 1、1721の 2、1722の 1、1722の 2 、1723の1、1723の2、1724から1732 まで、1732の2、1732の3、1733の1 から1733の3まで、1734の1、1734の 2 、1735、1736の 1 、1736の 2 、1737 1738の 1 、1738の 2 、1739の 1 、 39の2、1740の1から1740の3まで、 1741の1から1741の5まで、1742、17 43、1744の1から1744の8まで、1745 の1から1745の7まで、1746の1から 1746の4まで、1747の1から1747の9 まで、1751の1から1751の3まで、17 51の6、1751の9から1751の12まで、 1752から1755まで、1771から1778まで 、1778の 2 、1779、1780、1785、1832 1832*0* 2 、1833、1834、1834*0* 2 、 1835、1835の2、1842、1850、1851、 1855、1856の3、1856の4、1857の2 から1857の4まで、1858から1864まで 1865の1から1865の3まで、1866の 1から1866の3まで、1867、1868、18 69の1から1869の4まで、1870の1、 1870 \,\text{0} \, 1871 \,\text{0} \, 1 \,\text{1871} \,\text{0} \,\text{2} \,\text{1872} 、1873の1から1873の3まで、1874の 1から1874の3まで、1875の1、1875 の 2 、1876の 1 、1876の 2 、1877の 1 から1877の3まで、1878の1から1878 の5まで、1879の1から1879の4まで 、1880の1から1880の3まで、1881の 1、1881の2、1882の1、1882の2、 1883の 1 、1883の 2 、1884の 1 、1884 の2、1885、1886の1から1886の3ま で、1887の 1、1887の 2、1888の 1 1888Ø 2 、1889Ø 1 、1889Ø 2 、1890 から1897まで、1898の1から1898の4 まで、1899の1から1899の3まで、19 00の1から1900の3まで、1901の1か ら1901の3まで、1902の1から1902の

○愛媛県告示第2018号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定 により、愛南町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更 する旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
菊川	御荘菊川
平山	御荘平山

長洲	御荘長洲
平城	御荘平城
和口	御荘和口
長月	御荘長月
深泥	御荘深泥

○愛媛県告示第2019号

児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の 所在地を変更した旨の届出があった。

- 111, - 1, 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, -

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	指定居		宅 支 援		事	事業者		サ ビュ	指 定 居		居 宅 支 援		援	事 業 所				ш			
事業者番号				± +	トス		- -				サーヒスの 種類	47	:	£/	所			在		地	届日	出
	名	名		あ '				代表者の氏名		り作業	名 称		ltil)	変 更 前		変	更	後	1 + 7	Н		
3800030012211	社会补		人西予 協議会	西子町二	市宇	和町卯之 450番地	- =	好	清	教	児童居宅 介護	社会福 予市社 議会明	会福	祉協	西予市山甲3	节明》 8678都	兵町高 番地	西予山甲	市明 3657	兵町高 番地	平成16	6年 7日

○愛媛県告示第2020号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

		指	定	居	宇	卒	援	事	業	ā	耆	11 12 J	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		ш
	事業者番号				±	- Z	事務所	:	- X			の種類	47 1/n		所			在		地	届 年 月	Щ	
		名		称	H O	にあ	在地		表者	の氏	名	りが生物	1		称	变	更	前	变	更	後] +	
	38000100133119	社会福 市社会	祉法 <i>。</i> 福祉	人西予 協議会	西]	市宇 二丁目4	和町卯之 450番地	≡	好	清	教	身体障害 者居宅介 護	社会福 予市社 議会明	会福	祉協		节明》 678看	兵町高 番地	西予山甲	市明) 3657	兵町高 番地	平成8月	16年 27日

○愛媛県告示第2021号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	定	居	宅	支	援	事	業	幸	\$	11 IŽ 7	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		ш
事業者番号	<u> </u>			_ ±	t- z	事務所	:				の種類	47		1/-	所			在		地	届年月	
	名		称	上の	にる 所	主	¦ 14	表者	の氏	名	りが生まり	台		称	变	更	前	変	更	後	+ /	і Ц
380002001531	7 社会	福祉法 会福祉	人西予 協議会	HT-	予市宇 二丁目	和町卯之 450番地	Ξ =	好	清	教	知的障害 者居宅介 護	社会福 予市社 議会明	L会福	祉協	西予市山甲3		兵町高 番地	西予山甲	市明 3657	浜町高 番地	平成1 8月2	16年 27日

○愛媛県告示第2022号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成16年10月1日

	T	T		T		1
介 護 保 険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名 称 又 は 氏 名	開設者の主たる事務所の住 佐 明	サービスの種類	指定居宅サー名 称	- ビス事業所 所 在 地	指定年月日
3863491043	久万高原町	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万212番地	訪問看護	 久万高原町立訪問看護 ステーションあけぼの	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万71番地 1	平成16年8月1日
3873400364	社会福祉法人久万高原 町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	訪問介護	久万高原町社会福祉協 議会指定訪問介護事業 所久万	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	平成16年8月1日
3873400372	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	訪問介護	久万高原町社会福祉協 議会指定訪問介護事業 所柳谷	愛媛県上浮穴郡久万高 原町柳井川846番地保 健福祉センターやなだ に	平成16年8月1日
3873400380	社会福祉法人久万高原 町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	訪問介護	久万高原町社会福祉協 議会指定訪問介護事業 所おもご	愛媛県上浮穴郡久万高 原町渋草2310番地おも ご高齢者生活支援ハウ ス	平成16年8月1日
3873400398	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	訪問介護	久万高原町社会福祉協 議会指定訪問介護事業 所美川	愛媛県上浮穴郡久万高 原町上黒岩2920番地1 保健福祉センターみか わ	平成16年8月1日
3873400406	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	通所介護	美川デイサービスセン ター	愛媛県上浮穴郡久万高 原町上黒岩2920番地1 福祉保健センターみか わ	平成16年8月1日
3873400414	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	通所介護	デイサービスセンターおもご	愛媛県上浮穴郡久万高 原町渋草2310番地おも ご高齢者生活支援ハウ ス	平成16年8月1日
3870104241	株式会社クロス・サー ビス	愛媛県松山市来住町14 58番地 4	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームむく	愛媛県松山市西野町甲 434 - 1	平成16年8月4日
3870501248	株式会社すずらん	愛媛県新居浜市喜光地 町一丁目 7番17号	通所介護	デイサービスすずらん	愛媛県新居浜市喜光地 町一丁目7番17号	平成16年8月4日
3871200329	社会福祉法人亀天会	愛媛県東予市大野190 - 1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム鶴翠	愛媛県東予市大野284 番地 2	平成16年8月4日
3871200337	社会福祉法人亀天会	愛媛県東予市大野190 - 1	特定施設入所者 生活介護	ケアハウス鶴翠苑	愛媛県東予市大野284 番地 1	平成16年8月4日
3871200345	社会福祉法人亀天会	愛媛県東予市大野190 - 1	訪問介護	ヘルパーステーション 鶴翠	愛媛県東予市大野284 番地 1	平成16年8月4日
3871400192	医療法人竹林院	愛媛県西予市野村町野村11 - 110	通所介護	デイサービスセンター ・バンブー	愛媛県西予市野村町野村11号95番地 1	平成16年8月5日
3871400200	医療法人竹林院	愛媛県西予市野村町野村11 - 110	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームかぐや 姫	愛媛県西予市野村町野村11号95番地 1	平成16年8月5日
3873700441	医療法人青峰会	愛媛県八幡浜市五反田 1番耕地1046番地1	痴呆対応型共同 生活介護	アクティブライフ保内	愛媛県西宇和郡保内町 宮内1番耕地324番地	平成16年8月9日
3870200874	有限会社T・Yエンジェル	愛媛県今治市山路410 番地16	訪問介護	しまなみヘルパーステ ーション	愛媛県今治市山路410 番地16	平成16年8月16日
3871000406	有限会社たちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地 2	訪問介護	ヘルパーステーション たちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地 2	平成16年8月17日
3870104258	社会福祉法人安寿会	愛媛県松山市安城寺町 1673番 1	通所介護	デイサービスセンター 和気	愛媛県松山市和気町一 丁目685番	平成16年8月23日
3870104266	社会福祉法人安寿会	愛媛県松山市安城寺町 1673番 1	訪問介護	ホームヘルパーステー ション和気	愛媛県松山市和気町一 丁目685番	平成16年 8 月23日
3873600369	株式会社村上工務店	愛媛県喜多郡長浜町下 須戒甲1767番地	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームやまと	愛媛県喜多郡長浜町下 須戒甲1772番地	平成16年8月26日
3870104274	有限会社レディースフ アミリー	愛媛県松山市朝生田町 三丁目8番35号	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム朝生田 の里	愛媛県松山市朝生田町 四丁目10番25号	平成16年8月27日

○愛媛県告示第2023号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成16年10月1日

介護保険	指定居宅介護支援 事業者の開設者の	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介言	雙 支 援 事 業 所	指定年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所		名 称	所 在 地	J1 & 7 J L
3873400422	久万高原町	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万212番地	居宅介護支援	久万高原町指定居宅介 護支援事業所	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万71番地 1	平成16年8月1日

3873400430	社会福祉法人久万高原 町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	居宅介護支援	久万高原町社会福祉協 議会指定居宅介護支援 事業所久万	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	平成16年8月1日
3873400448	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	居宅介護支援	久万高原町社会福祉協 議会指定居宅介護支援 事業所柳谷	愛媛県上浮穴郡久万高 原町柳井川846番地保 健福祉センターやなだ に	平成16年8月1日
3873400455	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	居宅介護支援	久万高原町社会福祉協 議会指定居宅介護支援 事業所おもご	愛媛県上浮穴郡久万高 原町渋草2310番地おも ご高齢者生活支援ハウ ス	平成16年8月1日
3873400463	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地 2	居宅介護支援	久万高原町社会福祉協 議会指定居宅介護支援 事業所美川	愛媛県上浮穴郡久万高 原町上黒岩2920番地 1 福祉保健センターみか わ	平成16年8月1日
3870200882	有限会社T・Yエンジェル	愛媛県今治市山路410 番地16	居宅介護支援	しまなみケアプランセ ンター	愛媛県今治市山路410 番地16	平成16年8月16日

○愛媛県告示第2024号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定した。 平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指 定 介 護 療 養 型 医療施設の開設者の	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定介護療	曼型 医療施設	指定年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	ノーとハッパ主共	名 称	所 在 地	JR & 771 L
3813410069	久万高原町	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万212	介護療養型医療 施設	国民健康保険久万高原 町立病院	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万65	平成16年8月1日

○愛媛県告示第2025号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保除	指定居宅サービス	開設者の主たる	+- ビフ	指 定	居 3	宅 サ -	・ビ	ス事	業	所	
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	かーヒス の 種 類	名			称	所	/-	地	届出
尹未日田つ	名称又は氏名	又 は 住 所	の作業を	変 更	前	変 更	後	PII	111	16	7 7 H
3873200665	有限会社ころばぬ先	愛媛県越智郡伯方町北 浦甲1400	福祉用具 貸与	有限会社イ やプロ	ンテリ	有限会社ご 先	ろばぬ	愛媛県:		伯方町	平成16年 8月9日

○愛媛県告示第2026号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

^ ** /D II	指定居宅サービス	開設者の主たる	サービス	指 定 居	宇	サ ー	ビフ	ス 事	業所	
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	の種類	名	称	所	7	Έ	地	届 出
子来自由う	名称文は充名	文は住所	の利主が	11	小小	変 更	前	変	更後	T /1 H
3870102039	有限会社亀さんち	愛媛県松山市桑原五丁 目 9 - 38花番地302号	訪問介護	亀さんち		愛媛県松山 寺一丁目 7	市正円 番11号	愛媛県 五丁目 地302 ⁵	松山市桑原 9 - 38花番 	平成16年 7月8日
3873200715	合資会社ふくふくの会	愛媛県越智郡弓削町日 比669番地	通所介護	ふくふくの会		愛媛県越智 町下弓削32		愛媛県町下弓	越智郡弓削 削593番地	平成16年 8月2日

○愛媛県告示第2027号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年10月1日

介護保険	指定居宅サービス事業者の開設者の	開設者の主たる事務所の所在地 又 は 住 所	サービスの種類	廃止に係る指定居	宅サービス事業所 	届出年月日
事業者番号	事業者の開設者の名称又は氏名	支がは、住て所	クロハの程程	名 称	所 在 地	
3870200742	 姫屋株式会社 	愛媛県今治市南日吉町 一丁目2番20号	福祉用具貸与	姫屋株式会社	愛媛県今治市南日吉町 一丁目2番20号	平成16年 2 月25日
3863490532	久万町	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町212	訪問看護	久万町立訪問看護ステ ーションあけぼの	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町71 - 1	平成16年7月31日
3873400075	社会福祉法人久万町社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町45 - 2	訪問介護	社会福祉法人久万町社 会福祉協議会指定訪問 介護事業所	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町45 - 2	平成16年7月31日
3873400257	社会福祉法人面河村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2310	訪問介護	面河村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2310番地おもご高 齢者生活支援ハウス内	平成16年7月31日
3873400307	社会福祉法人柳谷村社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡柳谷村 大字柳井川923番地柳 谷村役場	訪問介護	柳谷村指定訪問介護事 業所	愛媛県上浮穴郡柳谷村 大字柳井川846番地保 健福祉センターやなだ に	平成16年7月31日
3873400331	社会福祉法人美川村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡美川村 上黒岩2923番地 1	通所介護	美川村デイサービスセ ンター	愛媛県上浮穴郡美川村 上黒岩2920番地 1	平成16年7月31日
3873400349	社会福祉法人美川村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡美川村 上黒岩2923番地 1	訪問介護	美川村訪問介護事業所	愛媛県上浮穴郡美川村 上黒岩2920番地 1	平成16年7月31日
3873400356	社会福祉法人面河村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2310	通所介護	指定通所介護事業所 デイサービスセンター おもご	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2310番地	平成16年7月31日
3870103938	特定非営利活動法人エム・アイ・シーえひめ ケアネットワーク	愛媛県松山市北土居町 295番地 7	通所介護	M・I・Cケアセンタ ーどい	愛媛県松山市土居町80 3番地1号	平成16年8月1日
3840340214	南予調剤株式会社	愛媛県宇和島市御幸町 一丁目1-3	居宅療養管理指 導	エビス薬局	愛媛県宇和島市恵美須 町二丁目 7 - 1	平成16年8月1日

○愛媛県告示第2028号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Ī	人 举 /D 16	指定居宅介護支援	開設者の主たる	サービフ	指定	居宅	介 護 支 技	爰 事 業 所	
	介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	サーヒスの 種 類	名	称	所	在 地	届 出 年月日
	子来百田つ	名称又は氏名	又 は 住 所) 	Д	ተው	変 更 前	変 更 後	T / J H
	3870102039	有限会社亀さんち	愛媛県松山市桑原五丁 目 9 - 38花番地302号	居宅介護 支援	亀さんち		愛媛県松山市正円 寺一丁目7番11号	愛媛県松山市桑原 五丁目 9 - 38花番 地302号	平成16年 7月8日
	3810518054	医療法人十全会	愛媛県新居浜市北新町 2 - 73	居宅介護 支援	十全第二病院		愛媛県新居浜市中 萩町 9 - 52	愛媛県新居浜市角 野新田町1-1- 28	平成16年 8月12日

○愛媛県告示第2029号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年10月1日

介護保険	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名 称 又 は 氏 名	開設者の主たる 事務所の所在地 又 は 住 所	サービスの種類	廃止に係る指定居	宅介護支援事業所	· 届出年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	クロスの作業	名 称	所 在 地	
3873400026	久万町	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町212	居宅介護支援	久万町指定居宅介護支 援事業所	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町71 - 1	平成16年7月31日
3873400059	社会福祉法人久万町社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町45 - 2	居宅介護支援	社会福祉法人久万町社 会福祉協議会指定居宅 介護支援事業所	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町45 - 2	平成16年 7 月31日
3873400265	社会福祉法人面河村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2310番地	居宅介護支援	面河村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業 所	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2310番地おもご高 齢者生活支援ハウス内	平成16年 7 月31日
3873400315	社会福祉法人柳谷村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡柳谷村 大字柳井川923番地柳 谷村役場	居宅介護支援	柳谷村指定居宅介護支 援事業所	愛媛県上浮穴郡柳谷村 大字柳井川846番地保 健福祉センターやなだ に	平成16年7月31日
3873400323	社会福祉法人美川村社 会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡美川村 上黒岩2923番地 1	居宅介護支援	美川村居宅介護支援事 業所	愛媛県上浮穴郡美川村 上黒岩2920番地 1	平成16年 7 月31日

○愛媛県告示第2030号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。 平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指 定 介 護 療 養 型 医療施設の開設者の	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介	護療養型医療施設	届出年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	リーころの性類	名 称	所 在 地	
3813428095	久万町	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町65	介護療養型医療 施設	国民健康保険久万町立 病院	愛媛県上浮穴郡久万町 久万町65	平成16年7月31日
3813028085	医療法人慶尚会	愛媛県四国中央市土居町蕪崎253 - 1	介護療養型医療 施設	医療法人慶尚会恵康病 院	愛媛県四国中央市土居 町蕪崎253 - 1	平成16年8月10日

○愛媛県告示第2031号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に 規定する平成16年度の事業計画及び調査成果のシステム化の 実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。 平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調査を行う者 の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	居相地区	平成17年 3 月31日まで	地籍調査(概況調 査)
	大字本九島の一 部	平成17年 3 月31日まで	地籍調査
宇和島市	大字百之浦の一部	"	"
	大字蛤の一部	"	"
八幡浜市	大字向灘の一部	平成17年3月31日まで	数值情報化
	三島上柏町の一 部他	平成17年 3 月31日まで	数値情報化
四国中央市	新宮町新瀬川の 一部	"	"
	新営町馬立の一 部	"	II .

○愛媛県告示第2032号

農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積(昭和41年7月愛媛県告示第616号)の一部を次のように改正する。 平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表農地法第6条第1項第2号の小作地の面積の欄中「面積」の下に「(ヘクタール)」を加え、同表越智郡の項区域名の欄中「生名村」を「上島町のうち旧生名村の区域」に改め、「、魚島村、弓削町、岩城村」を削り、「関前村」の下に「、上島町のうち旧魚島村、旧弓削町及び旧岩城村の区域」を加え、同表温泉郡の項を次のように改める。

温泉郡	中自町	0 E
ᅟᆖᅑᅜᆌ	I + 5 III	U.S

表上浮穴郡の項区域名の欄中「久万町のうち旧川瀬村の区域、美川村のうち旧中津村の区域、柳谷村、」を削り、「旧小田町村の区域を除く。)」の下に「、久万高原町のうち旧川瀬村、旧中津村及び旧柳谷村の区域」を加え、「久万町(旧川瀬村の区域を除く。)、面河村、美川村(旧中津村の区域を除く。)、」を削り、「うち旧小田町村の区域」の下に「、久万高原町のうち旧久万町(旧川瀬村の区域を除く。)、旧面河村及び旧美川村(旧中津村の区域を除く。)の区域」を加え、同表南宇和郡の項区域名の欄を次のように改める

愛南町のうち旧御荘町(旧南内海村の区域を除く。)、旧緑僧都村及び旧一本松町の区域

愛南町のうち旧内海村、旧南内海村、旧 城辺町(旧緑僧都村の区域を除く。)及 び旧西海村の区域

表に次のように加える。

東温市	旧南吉井村	0 .7
	旧重信町(旧南吉井村の区域を除く。)、旧川 内町	0.6

○愛媛県告示第2033号

農地法に基づく農地の最低限面積の指定(昭和45年11月愛媛県告示第1124号)の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表区域町村名等の欄中「、魚島村、弓削町、生名村」を削り、「関前村」の下に「、上島町」を加え、「久万町のうち旧久万町大字入野、柳谷村」を「久万高原町のうち旧久万町大字入野及び旧柳谷村」に、「御荘町」を「愛南町」に改め、「城辺町のうち」を削り、「、西海町」を「及び旧西海町」に改め、「久万町のうち旧久万町(同町大字入野を除く。)及び旧父二峰村、面河村、美川村、」を削り、「旧参川村」の下に「、久万高原町のうち旧久万町(同町大字入野及び大字菅生五番耕地並びに同町のうち旧川瀬村を除く。)、旧面河村及び旧美川村」を加え、「内海村」を「愛南町のうち旧内海村」に改める。

○愛媛県告示第2034号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、重信町牛渕上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・伊賀分地区)の施行を平成16年9月14日認可した。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2035号

新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった土地改良 事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・多喜浜新 田地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良 法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する

同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧 に供する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・多喜浜新田地区)変更計画書の写し
- (2) 新居浜市多喜浜土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成16年10月4日から11月1日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第2036号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地 改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・朝立 黒杭地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法 第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供 する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・朝立黒杭地区)計画書の写し
- (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成16年10月4日から11月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第2037号

改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定(昭和48年4月愛媛県告示第376号)の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表位置の欄中「岩城村」を「上島町」に改め、同表担当区域の欄中「岩城村、魚島村、弓削町及び生名村」を「上島町」に改める。

○愛媛県告示第2038号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成16年10月1日から10月14日まで

○愛媛県告示第2039号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の 規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成16年10月1日

			愛媛宗知事 加	尸寸仃
名称	種類	所在地	X	域
	1 ± 75	1/1 11/5	水 域	陸域
柏崎	漁港	(変更後) 南宇和郡 愛南町	(変更後) 愛南町柏崎清水鼻東 北端から同町柏崎ス ベリ碆トビガス鼻西 南端までを結んだ線 及び陸岸により囲ま れた海面	(変更後) 愛南町柏崎字清水 2 52番地第2から同町柏崎タカメ木2226番 地第13に至る水域内 の水際線から幅50メ ートル以内の地域
		(変更前) 南宇和郡 内海村大 字柏崎	(変更前) 内海村大字柏崎清水 鼻東北端から柏崎ス ベリ碆トビガス鼻西 南端までを結んだ線 及び陸岸により囲ま れた海面	(変更前) 内海村大字柏崎字清 水 252 番地第 2 から 同柏崎タカメ木2226 番地第13に至る水域 内の水際線から幅50 メートル以内の地域
西浦	第2種 漁港	(変更後) 南宇和郡 愛南町	(変更後) 愛南町内泊小防波堤 基部を中心として半 径 960 メートルの円 内の海面	水域内の水際線から幅50メートル以内の地域
		(変更前) 南宇和郡 西海町大 字内泊	(変更前) 西海町大字内泊小防 波堤基部を中心とし て半径 960 メートル の円内の海面	
福浦	第2種 漁港	(変更後) 南宇和郡 愛南町	(変更後) 愛南町麦ヶ浦笠ハズシ東端から同町樽見 樽見鼻東端までを結 んだ線及び陸岸により囲まれた海面	(変更後) 愛南町福浦岡山川から同町福浦南端防波 堤延長線との間の水 際線から幅50メート ル以内の地域
		(変更前) 南宇和郡 西外海村 大字福浦	(変更前) 西外海村大字福浦笠 ハズン鼻東端から樽 見鼻東端までを結ん だ線及び陸岸により 囲まれた海面	(変更前) 西外海村大字福浦岡 山川から同福浦南端 防波堤延長線との間 の水際線から幅50メ ートル以内の地域
船越	第2種	(变字和郡 愛南町	(変更後) 愛東野越田亀宮 宮南町越町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	(愛端ルル引 3 のい度点線メ点点トにらー)かよ点点メニューにらっかい引 3 のい度点線メ点点トにらー)かり出りません。 11(、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

から 293 度 130 メー トルの地点(ヌ点) に引いた線、ヌ点か ら 275 度 200 メート ルの地点(ル点)に 引いた線、ル点から 243 度 100 メートル の地点(オ点)に引 いた線、オ点から2 97度85メートルの地 点(ワ点)に引いた 線、ワ点から 234 度 88メートルの地点(カ点)に引いた線、 カ点から 188 度 145 メートルの地点(ヨ 点)に引いた線、ヨ 点から 175 度74メー トルの地点(夕点) に引いた線、夕点か ら 155 度 100 メート ルの地点(レ点)に 引いた線、レ点から 244 度22メートルの 地点(ソ点)に引い た線、ソ点から 331 度95メートルの地点 (ツ点)に引いた線 ツ点から 286 度80 メートルの地点(ネ 点)に引いた線、ネ 点から 254 度45メー トルの地点(ナ点) に引いた線、ナ点か ら 219 度90メートル の地点(ラ点)に引 いた線、ラ点から 1 83度84メートルの地 点(ム点)に引いた 線、ム点から 247 度 150 メートルの地点 (ウ点)に引いた線 ウ点から 283 度 1 40メートルの地点(ノ点)に引いた線、 ノ点から19度90メー トルの地点(ク点) に引いた線、ク点か ら 352 度 175 メート ルの地点(ヤ点)に 引いた線、ヤ点から 338 度60メートルの 地点(マ点)に引い た線、マ点から56度 61メートルの地点(ケ点)に引いた線、 ケ点から 233 度30分 70メートルの地点(フ点)に引いた線、 フ点から 296 度97メ トルの地点(コ点)に引いた線、 コ点 から 249 度30分75メ - トルの地点(工点) に引いた線. 工点 から98度50分61メー トルの地点(テ点) に引いた線、テ点か ら 286 度80メートル の地点(ア点)に引 いた線、ア点から80 度30分26メートルの 地点(サ点)に引い た線、サ点から300 度50分99メートルの 地点(キ点)に引い た線、キ点から 252 度30分97メートルの 地点(ユ点)に引い た線、ユ点から 207

度90メートルの地点

(メ点)に引いた線 メ点から 220 度50 メートルの地点(ミ 点)に引いた線、ミ 点から 282 度55メー トルの地点(シ点) に引いた線、シ点か ら322度67メートル の地点(ヒ点)に引 いた線、ヒ点から 2 52度20分 106 メート ルの地点(モ点)に 引いた線、モ点から 198 度30分83メート ルの地点(セ点)に 引いた線、セ点から 277 度68メートルの 地点(ス点)に引い た線、ス点から 236 度80メートルの地点 (い点)に引いた線 い点から 351 度30 分 178 メートル50の 地点(ろ点)に引い た線、ろ点から 310 度83メートルの地点 (は点)に引いた線 は点から 248 度90 メートルの地点(に 点)に引いた線、に 点から 300 度 127 メ ートルの地点(ほ点)に引いた線、ほ点 から 231 度50分 218 メートル50の地点(へ点)に引いた線、 へ点から 219 度30分 116 メートル50の地 点(と点)に引いた 線、と点から 259 度 30分 356 メートルの 地点(ち点)に引い た線、ち点から 271 度50分 140 メートル の地点(り点)に引 いた線、り点から 2 79度30分 159 メート ルの地点(ぬ点)に 引いた線、ぬ点から 210 度 155 メートル 50の地点(る点)に 引いた線、る点から 145 度10分87メート ルの地点(お点)に 引いた線、お点から 198 度 142 メートル 50の地点(わ点)に 引いた線、わ点から 179 度 181 メートル の地点(か点)に引 いた線、か点から 1 74度 199 メートルの 地点(よ点)に引い た線、よ点から 141 度41メートルの地点 (た点)に引いた線 、た点から85度76メ -トルの地点(れ点)に引いた線、れ点 から61度 105 メート ル50の地点(そ点) に引いた線、そ点か ら 128 度30分53メー トル50の地点(つ点) に引いた線、 つ点 から78度30分 104 メ - トル50の地点(ね 点)に引いた線、ね 点から 166 度 180 メ ートル50の地点(な 点)に引いた線、な

	十成10年10万1日		1		/ 3 1.	JJ/ 5
I 1		1		1	l	ı
		点から 113 度50分 1				度 110 メートルの地
		54メートルの地点(点同町下久家樽見鼻
						先端に引いた線及び
		ら点)に引いた線、				
		ら点から88度 214 メ				水際線により囲まれ
		- トルの地点(む点				た地域
)に引いた線、む点				
		から35度10分41メー		(変更前)	(変更前)	(変更前)
				南宇和郡	西海町大字越田亀倉	西海町大字越田亀倉
		トルの地点(う点)				
		に引いた線、う点か		西海町	鼻の先端と大字船越	鼻先端から 337 度28
		ら68度90メートルの			樽見鼻の先端とを結	メートルの地点(イ
		地点(の点)に引い			んだ線及び陸岸によ	点)に引いた線、イ
		, ,			り囲まれた海面	点から33度 200 メー
		た線、の点から58度			り囲み10に海田	
		50分 142 メートルの				トルの地点(口点)
		地点(く点)に引い				に引いた線、口点か
		た線、く点から98度				ら 358 度 126 メート
		110 メートルの地点				ルの地点(八点)に
						引いた線、八点から
		(や点)に引いた線				
		、や点から 132 度50				12度 118 メートルの
		分85メートルの地点				地点(二点)に引い
		(ま点)に引いた線				た線、二点から58度
		、ま点から 230 度 1				91メートルの地点(
		07メートルの地点(ホ点)に引いた線、
		け点)に引いた線、				ホ点から10度 210 メ
		け点から 180 度50分				ートルの地点(へ点
		91メートルの地点()に引いた線、へ点
		ふ点)に引いた線、				から 322 度30分 143
						メートルの地点(ト
		ふ点から 143 度85メ				
		ートルの地点(こ点				点)に引いた線、ト
)に引いた線、こ点				点から 100 度 1 分 1
		から86度50メートル				44メートルの地点(
		の地点(え点)に引				チ点)に引いた線、
						チ点から 275 度30分
		いた線、え点から 1				
		63度 140 メートルの				29メートルの地点(
		地点(て点)に引い				リ点)に引いた線、
		た線、て点から 121				リ点から 293 度 130
		度50分80メートルの				メートルの地点(ヌ
						点)に引いた線、ヌ
		地点(あ点)に引い				_
		た線、あ点から92度				点から 275 度 200 メ
		55メートルの地点(-トルの地点(ル点
		さ点)に引いた線、)に引いた線、ル点
		さ点から 149 度30分				から 243 度 100 メー
		66メートル50の地点				トルの地点(オ点)
						に引いた線、オ点か
		(き点)に引いた線				
		、き点から94度91メ				ら 297 度85メートル
		ートル50の地点(ゆ				の地点(ワ点)に引
		点)に引いた線、ゆ				いた線、ワ点から 2
		点から46度20分74メ				34度88メートルの地
						点(カ点)に引いた
		ートルの地点(め点				
)に引いた線、め点				線、力点から 188 度
		から 110 度 100 メー				145 メートルの地点
		トルの地点(み点)				(ヨ点)に引いた線
		に引いた線、み点か				、ヨ点から 175 度74
		ら 132 度50分45メー				メートルの地点(タ
						点)に引いた線、タ
		トルの地点(し点)				l
		に引いた線、し点か				点から 155 度 100 メ
		ら 160 度35メートル				ートルの地点(レ点
		の地点(ひ点)に引)に引いた線、レ点
		いた線、ひ点から 2				から 244 度22メート
		44度30分32メートル				ルの地点(ソ点)に
						引いた線、ソ点から
		の地点(も点)に引				l ·
		いた線、も点から 1				331 度95メートルの
		76度 150 メートルの				地点(ツ点)に引い
		地点(せ点)に引い				た線、ツ点から 286
		た線、せ点から 109				度80メートルの地点
						(ネ点)に引いた線
		度30分99メートル50				
		の地点(す点)に引				、 ネ点から 254 度45
		いた線、す点から79				メートルの地点(ナ
		度30分92メートルの				点)に引いた線、ナ
		地点(A点)に引い				点から 219 度90メー
		1				トルの地点(ラ点)
		た線、A点から 110				
		度50分47メートルの				に引いた線、ラ点か
		地点(B点)に引い				ら 183 度84メートル
		た線、B点から82度				の地点(ム点)に引
		40メートルの地点(いた線、ム点から 2
I						47度 150 メートルの
I		C点)に引いた線、				
I		C 点から51度55メー				地点(ウ点)に引い
I		トルの地点(D点)				た線、ウ点から 283
I		に引いた線、D点か				度 140 メートルの地
I						点(ノ点)に引いた
I		ら83度89メートルの				
		地点(E点)に引い				線、ノ点から19度90
		た線、 E 点から 141				メートルの地点(ク
		i l	1 1 1			i I

点)に引いた線、ク 点から 352 度 175 メ ートルの地点(ヤ点)に引いた線、ヤ点 から 338 度60メート ルの地点(マ点)に 引いた線、マ点から 56度61メートルの地 点(ケ点)に引いた 線、ケ点から 233 度 30分70メートルの地 点(フ点)に引いた 線、フ点から 296 度 97メートルの地点(コ点)に引いた線。 コ点から 249 度30分 75メートルの地点(工点)に引いた線、 エ点から98度50分61 メートルの地点(テ 点)に引いた線、 点から 286 度80メー トルの地点(ア点) に引いた線、ア点か ら80度30分26メート ルの地点(サ点)に 引いた線、サ点から 300 度50分99メート ルの地点(キ点)に 引いた線、キ点から 252 度30分97メート ルの地点(ユ点)に 引いた線、ユ点から 207 度90メートルの 地点(メ点)に引い た線、メ点から 220 度50メートルの地点 (ミ点)に引いた線 ミ点から 282 度55 . メートルの地点(シ 点)に引いた線、シ 点から 322 度67メー トルの地点(ヒ点) に引いた線、ヒ点か ら 252 度20分 106 メ - トルの地点(モ点)に引いた線、モ点 から 198 度30分83メ - トルの地点(セ点) に引いた線、セ点 から 277 度68メート ルの地点(ス点)に 引いた線、ス点から 236 度80メートルの 地点(い点)に引い た線、い点から 351 度30分 178 メートル 50の地点(ろ点)に 引いた線、ろ点から 310 度83メートルの 地点(は点)に引い た線、は点から 248 度90メートルの地点 (に点)に引いた線 に点から 300 度 1 27メートルの地点(ほ点)に引いた線、 ほ点から 231 度50分 218 メートル50の地 点(へ点)に引いた 線、へ点から 219 度 30分 116 メートル50 の地点(と点)に引 いた線、と点から 2 59度30分356メート ルの地点(ち点)に 引いた線、ち点から 271 度50分 140 メー トルの地点(り点) に引いた線、り点か

ら 279 度30分 159 メ

ートルの地点(ぬ点)に引いた線、ぬ点 から 210 度 155 メー トル50の地点(る点)に引いた線、る点 から 145 度10分87メ - トルの地点(お点)に引いた線、お点 から 198 度 142 メー トル50の地点(わ点)に引いた線、わ点 から 179 度 181 メー トルの地点(か点) に引いた線、か点か ら 174 度 199 メート ルの地点(よ点)に 引いた線、よ点から 141 度41メートルの 地点(た点)に引い た線、た点から85度 76メートルの地点(れ点)に引いた線、 れ点から61度 105 メ - トル50の地点 (そ 点)に引いた線、 そ 点から 128 度30分53 メートル50の地点(つ点)に引いた線、 つ点から78度30分 1 04メートル50の地点 (ね点)に引いた線 ね点から 166 度 1 80メートル50の地点 (な点)に引いた線 な点から 113 度50 分 154 メートルの地 点(ら点)に引いた 線、ら点から88度 2 14メートルの地点(む点) に引いた線 む点から35度10分41 メートルの地点(う 点)に引いた線、 点から68度90メート ルの地点(の点)に 引いた線、の点から 58度50分142メート ルの地点(く点)に 引いた線、く点から 98度 110 メートルの 地点(や点)に引い た線、や点から 132 度50分85メートルの 地点(ま点)に引い た線、ま点から 230 度 107 メートルの地 点(け点)に引いた 線、け点から 180 度 50分91メートルの地 点(ふ点)に引いた 線、ふ点から 143 度 85メートルの地点(こ点)に引いた線、 こ点から86度50メー トルの地点(え点) に引いた線、え点か ら 163 度 140 メート ルの地点(て点)に 引いた線、て点から 121 度50分80メート ルの地点(あ点)に 引いた線、あ点から 92度55メートルの地 点(さ点)に引いた 線、さ点から 149 度 30分66メートル50の 地点(き点)に引い た線、き点から94度 91メートル50の地点 (ゆ点)に引いた線 、ゆ点から46度20分

74メートルの地点(め点)に引いた線 め点から 110 度 100 メートルの地点(み 点)に引いた線、み 点から 132 度50分45 メートルの地点(し 点)に引いた線。 点から 160 度35メー トルの地点(ひ点) に引いた線、ひ点か ら 244 度30分32メー トルの地点(も点) に引いた線、も点か ら 176 度 150 メート ルの地点(せ点)に 引いた線、せ点から 109 度30分99メート ル50の地点(す点) に引いた線、す点か ら79度30分92メート ルの地点(A点)に 引いた線、A点から 110 度50分47メート ルの地点(B点)に 引いた線、B点から 82度40メートルの地 点(C点)に引いた 線、C点から51度55 メートルの地点(D 点)に引いた線、 点から83度89メート ルの地点(E点)に 引いた線、E点から 141 度 110 メートル の地点樽見鼻先端に 引いた線及び水際線 により囲まれた地域

○愛媛県告示第2040号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び吉田町役場において告示の日から 起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸 守行 松山市持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1区域

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3049番8から同字 牛川2903番21までの地先公有水面

(イ) 2区域

北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21から同字 新田2903番22までの地先公有水面

(ウ) 3区域

北宇和郡吉田町大字南君字新田2903番22から同字

新田2903番11までの地先公有水面

(工) 4区域

北宇和郡吉田町大字南君字新田2903番 3 の地先公 有水面

イ 区域

(ア) 1区域

次の①点と②点を直線で結んだ線並びに②点と① 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2. 25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲 まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の 牛川物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度15分 55秒、東経132度31分05秒の地点

- ①点は、基点から真北41度13分07秒8 43メートル の地点
- ②点は、①点から真北 286 度59分18秒3 .01メート ルの地点
- (イ) 2区域

次の③点から⑫点までを順次直線で結んだ線並びに⑫点と③点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2 25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の 牛川物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度15分 55秒、東経132度31分05秒の地点

- ③点は、基点から真北 192 度07分42秒4 .14メート ルの地点
- ④点は、③点から真北 197 度28分43秒6 83メート ルの地点
- ⑤点は、④点から真北 287 度28分50秒2 .00メート ルの地点
- ⑥点は、⑤点から真北 287 度28分30秒1 50メート ルの地点
- ⑦点は、⑥点から真北 197 度29分42秒1 80メート ルの地点
- ⑧点は、⑦点から真北 287 度29分31秒 13 .71 メートルの地点
- ⑨点は、⑧点から真北 287 度29分30秒4 24メート ルの地点
- ⑩点は、⑨点から真北 287 度29分42秒 29 80 メートルの地点
- ⑪点は、⑩点から真北 287 度29分23秒2 .00メートルの地点
- 迎点は、迎点から真北17度53分03秒6 82メートル の地点

(ウ) 3区域

次の③点から⊗点までを順次直線で結んだ線並びに⊗点と③点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+225メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の 牛川物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度15分 55秒、東経132度31分05秒の地点

- ③点は、基点から真北 292 度50分03秒 52 97 メートルの地点
- ⑭点は、⑬点から真北 284 度36分28秒4 80メート ルの地点
- ⑤点は、⑭点から真北14度37分29秒2 .00メートル の地点
- ⑯点は、⑮点から真北 282 度45分24秒5 .68メート ルの地点
- ⑰点は、⑯点から真北 279 度33分39秒9 .66メート ルの地点
- ⑱点は、⑰点から真北 275 度44分08秒9 .65メート ルの地点
- ⑲点は、⑱点から真北 272 度16分21秒7 83メート ルの地点
- ②点は、(り点から真北 269 度11分03秒7 83メートルの地点
- ②点は、②点から真北 266 度54分58秒3 .65メートルの地点
- ②点は、②点から真北 264 度16分27秒9 .65メート ルの地点
- ②点は、②点から真北 260 度27分09秒9 .66メートルの地点
- ②点は、
 ②点から真北 256 度38分16秒9 .65メート
 ルの地点
- ⑤点は、
 ∅点から真北 252 度49分10秒9 .65メート
 ルの地点
- ※点は、
 ※点は、
 ※点から真北 249 度35分27秒6 69メートルの地点
- ②点は、∞点から真北 246 度21分20秒0 .65メートルの地点
- ⊗点は、∅点から真北 336 度00分59秒6 46メート ルの地点

(工) 4区域

次の②点から③点までを順次直線で結んだ線並びに③点と②点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の 牛川物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度15分 55秒、東経132度31分05秒の地点

- ②点は、基点から真北 278 度12分01秒149 86メートルの地点
- ③1点は、②点から真北 156 度07分21秒7 .75メートルの地点
- ③1点は、③1点から真北 248 度50分52秒3 80メート ルの地点
- ③点は、③点から真北 338 度51分08秒1 50メート ルの地点
- ③点は、②点から真北 248 度50分27秒4 .13メート ルの地点
- ③点は、③点から真北 248 度36分21秒 20 .00 メートルの地点
 - ③点は、③点から真北 248 度15分51秒2 .85メート

ルの地点

- ⑩点は、⑬点から真北5度26分56秒124メートルの地点
- ③ 点は、 3 点から真北 5 度25分46秒4 .96メートル の地点

ウ面積

1 区域21 58平方メートル2 区域364 01平方メートル3 区域738 60平方メートル

4 区域 166 .72平方メートル 合 計 1 .290 .91平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3055番19から同字立 目2095番8までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の①点から劉点までを順次直線で結んだ線及び③ 点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903番21の牛 川物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度15分55秒 、東経132度31分05秒の地点

- ①点は、基点から真北97度23分19秒 40 36 メートル の地点
- ②点は、①点から真北 182 度44分52秒107 45メート ルの地点
- ③点は、②点から真北 283 度08分23秒146 .75メート ルの地点
- ④点は、③点から真北 283 度08分21秒 65 .00 メートルの地点
- ⑤点は、④点から真北 339 度56分37秒 66 .74 メート ルの地点
- ⑥点は、⑤点から真北75度46分49秒 14 .68 メートル の地点
- ⑦点は、⑥点から真北 357 度21分15秒5 .74メートル の地点
- ⑧点は、⑦点から真北65度01分25秒7.10メートルの 地点
- 9点は、8点から真北 153 度04分47秒0 .70メートル の地点
- ⑩点は、⑨点から真北65度54分55秒 41 38 メートル の地点
- ⑪点は、⑩点から真北67度41分46秒 18 59 メートル の地点
- ⑫点は、⑪点から真北72度44分18秒3 39メートルの 地点
- ⑬点は、⑫点から真北80度29分46秒3 89メートルの 地点
- ⑭点は、⑬点から真北86度44分16秒3 62メートルの 地点
- ⑤点は、⑭点から真北88度40分05秒 19 98 メートル の地点
- (協点は、(協点から真北90度48分40秒3 .19メートルの地点

⑦点は、⑯点から真北94度00分44秒3 .14メートルの 地点

⑱点は、⑰点から真北99度22分56秒3 89メートルの 地点

⑲点は、⑱点から真北 106 度51分13秒 27 80 メートルの地点

②点は、¹⁹点から真北73度41分12秒0 97メートルの 地点

②点は、②点から真北 101 度00分56秒1 43メートル の地点

②点は、②点から真北13度05分22秒1 .73メートルの 地点

図点は、②点から真北 102 度06分41秒2 .17メートルの地点

②点は、
③点から真北17度45分19秒0 38メートルの
地点

⑤点は、∅点から真北 102 度53分47秒8 .79メートルの地点

⑩点は、
⑤点は、
⑤点から真北 108 度00分54秒 27 31 メートルの地点

②点は、≫点から真北 107 度48分06秒 20 .73 メートルの地点

⊗点は、
∅点から真北 203 度59分30秒5 53メートルの地点

②点は、≫点から真北 106 度59分43秒 10 36 メートルの地点

ウ 面積

24 ,171 21平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地約900平方メートル漁港施設用地約340平方メートル水路用地約50平方メートル合計約1290平方メートル

4 出願年月日

平成16年9月14日

○愛媛県告示第2041号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
16松局伊土検(開)第33号 平成16年9月17日	伊予市中村字幟建甲211番 1	伊予市中村163番地 1 富 士 進

訓令

○愛媛県訓令第12号

保健福祉部地方局保健所

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則第54号中「及びクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第1条の2の規定による」を「の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の営業、変更又は営業の廃止の」に改め、本則第54号の3の次に次の1号を加える。54の4 クリーニング業法第9条の規定により、期間を定めて業務を停止すること。

本則第55号中「クリーニング所」の下に「又は業務用の車両」を加え、本則第55号の2中「営業者がクリーニング業法第3条又は第4条の規定に違反していると認められるときに、営業者に」及び「、これらの規定を守らせるために」を削り、「むね」を「旨」に改め、本則第55号の3を削り、本則

第55号の4中「規定により、」の下に「期間を定めて」を、「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止」を加え、同号を本則第55号の3とし、本則第55号の5を本則第55号の4とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

〇公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の 規定により、平成16年度准看護師試験を次のとおり施行する

平成16年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市道後町2丁目11-14

愛媛看護会館・同看護研修センター

2 試験の日時

平成17年2月12日(土)13時00分

3 受験願書の提出期間

平成17年1月13日(木)から1月20日(木)まで。 ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるもの は、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 996

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。

別表第1越智郡の項を次のように改める。

越智郡	上島町岩城3570番地	愛媛県立果樹試験場岩城分場	2級
	上島町弓削明神305番地	弓削高等学校	
	上島町魚島1番耕地1366番地	伯方警察署魚島駐在所	
	上島町弓削下弓削69番地 1	伯方警察署弓削駐在所	
	上島町生名2121番地	伯方警察署生名駐在所	
	大三島町大字宗方3503番地 1	伯方警察署宗方駐在所	1級
	関前村大字岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	
	上島町岩城1528番地	今治中央地域農業改良普及セ	
		ンター改良普及員岩城駐在所	
	上島町岩城5751番地	伯方高等学校岩城分校	
	上島町岩城1533番地	伯方警察署岩城駐在所	

別表第1南宇和郡の項所在地の欄中「西海町福浦 958 番地」を「愛南町福浦 958 番地」に改め、同項中

内海村柏374番地	御荘警察署内海駐在所	+
御荘町中浦866番地	御荘警察署中浦駐在所	. æ

愛南町中浦866番地 御荘警察署中浦駐在所 愛南町柏374番地 御荘警察署内海駐在所 愛南町船越1314番地 御荘警察署船越駐在所

別表第2南宇和郡の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第4号

へき地等学校の指定(平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

1(1)の表越智郡の項学校名の欄中

魚島村立高井神小学校 魚島村立魚島小学校 弓削町立弓削小学校 生名村立生名小学校

に改める

を 上島町立高井神小学校 上島町立魚島小学校 上島町立弓削小学校 上島町立生名小学校

に改め、同表南宇和郡の項同

を

に改める

内海村立魚神山小学校

城辺町立僧都小学校 欄中 宿毛市・一本松町篠!

宿毛市·一本松町篠山小中学校組合立篠山小学校 西海町立福浦小学校

西海町立西浦小学校

愛南町立魚神山小学校

愛南町立家串小学校

愛南町立中浦小学校

愛南町立僧都小学校

愛南町立福浦小学校

愛南町立西浦小学校

宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山小学校

1(2)の表越智郡の項学校名の欄中

無島村立高井神中学校 魚島村立魚島中学校 弓削町立弓削中学校 生名村立生名中学校

を 上島町立高井神中学校 上島町立魚島中学校 上島町立弓削中学校 上島町立生名中学校

に改め、同表南宇和郡の項同

「城辺町立僧都中学校

欄中 宿毛市・一本松町篠山小中学校組合立篠山中学校 を 西海町立福浦中学校 」

「愛南町立内海中学校

愛南町立中浦中学校

愛南町立僧都中学校

に改める

愛南町立福浦中学校

宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山中学校」

2(1)の表越智郡の項学校名の欄中「岩城村立岩城小学校」 を「上島町立岩城小学校」に改め、同表南宇和郡の項同欄中 「内海村立家串小学校」 を「愛南町立柏小学校 御荘町立中浦小学校」 で愛南町立船越小学校」

2(2)の表越智郡の項学校名の欄中「岩城村立岩城中学校」を「上島町立岩城中学校」に改め、同表に次のように加える

南宇和郡

| 愛南町立西海中学校

3(1)の表に次のように加える。

南宇和郡 愛南町立赤水小学校

3(2)の表南宇和郡の項を削る。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第11号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則 及び警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定 める。

平成16年10月1日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成 **愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する** 規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(19)の表御荘警察署所在地の項所管区の欄中「 菊川、平山、長洲、平城」を「御荘菊川、御荘平山、御荘 長洲、御荘平城」に、「和口、長月、深泥」を「御荘和口 、御荘長月、御荘深泥」に改め、同表城辺駐在所の項同欄 中「平城」を「御荘平城」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第2条 警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則 第6号)の一部を次のように改正する。

別表11中「菊川、平山、長洲、平城、和口、長月、深泥」を「御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。